

## 甲斐市議会山梨県緑化センター跡地活用特別委員会会議録

1. 開催日時 令和2年7月9日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（11名）

委員長	赤澤厚君	副委員長	秋山照雄君
新委員長	藤原正夫君	新副委員長	清水和弘君
	加藤敬徳君		谷口和男君
	横山洋介君		金丸幸司君
	小澤重則君		斉藤芳夫君
	小浦宗光君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（10名）

議長	清水正二君	伊藤毅君
	滝川美幸君	五味武彦君
	金丸寛君	有泉庸一郎君
	長谷部集君	山本英俊君
	内藤久歳君	保坂芳子君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	横森貴志君	秘書政策課長	丸山英資君
緑化センター活用推進係長	大木康君		

---

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	土屋達巳	書記	森田公
--------	------	----	-----

**内容**

- 1 山梨県緑化センター跡地活用事業について
- 2 その他

開会 午後 1時29分

○書記（長田大地君） ご参集大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから山梨県緑化センター跡地活用特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、引き続き委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶。

赤澤委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 改めて、こんにちは。大変お忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、今年はコロナで大変な時期だと思いますけれども、この二、三日、豪雨ということで、大変九州なんかかなり被害が出て多数の方が亡くなっているということで、本当にここ近年毎年こういった災害は起きるのかなと。気象温暖化の問題で、大変世の中不安定になっているような気がいたします。甲斐市も、対岸の火事とは言えません。釜無川という大きな一級河川を抱えておるということを考えると、それなりの準備、心構えも必要じゃないかなと思っておるところでございます。

今日、緑化センター特別委員会ということで、市長が事業を白紙撤回という形で英断をしたわけでございますので、今日は、その件に関して執行部のほうから説明を受けて、また今後について、それに対しても対応を説明していただくとお思いますので、皆さん方の活発なご審議をお願い申し上げまして、委員長の挨拶と代えます。ご苦労さまです。

---

○委員長（赤澤 厚君） ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、これより山梨県緑化センター跡地活用特別委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付した次第のとおり進めたいと思います。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しておりますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

傍聴議員の質疑は、さきの申合せのとおり、会派の割当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

念のために、人数を申し上げます。

創政甲斐クラブ2名、新政会1名、進和会1名、公明党1名、甲斐市民クラブ1名、颯新クラブ1名、日本共産党甲斐市議団1名となります。

それでは、これより次第の3、内容に入ります。

初めに、山梨県緑化センター跡地活用事業について、担当より説明を求めます。

丸山秘書政策課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） お疲れさまでございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、委員会資料に基づき、説明をさせていただきます。

資料をめくっていただきまして、本日は、目次の内容、山梨県緑化センター跡地活用事業につきまして、ご説明申し上げます。

1の事業計画白紙撤回について、ご説明申し上げます。

山梨県緑化センター跡地を活用いたしました（仮称）甲斐市フラワーパーク&ミュージアムの整備運営事業につきましては、令和2年2月から事業者公募を開始し、事業者の選定に向けた手続を進めておりました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大により、市民生活及び経済活動への影響が甚大かつ長期にわたると予想されることや、参加表明をいただいたグループから提案提出期限の延期を求める要望書が提出されるなど、公募手続の大幅な遅延、また5月29日の市議会、全員協議会においても、事業の白紙化を含む様々なご意見をいただいたことなども考慮いたしまして、事業計画を白紙撤回することといたしました。

これまで、特別委員会の委員の皆様におかれましては、本事業の推進に伴いご理解とご協力を賜りましたことに、この場をお借りいたしましてお礼を申し上げます。

今後は、この後ご説明申し上げますが、山梨県緑化センター跡地につきましては、引き続き新たな活用につきまして検討してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

2番の事業方針についてであります。山梨県緑化センター跡地活用につきましては、施設の存続と機能、役割の継承を求める多くの市民等からの署名活動を発端としていることなどから、都市公園の地区公園として整備する方針は継続させていただき、具体的な活用策や事業手法、内容等の詳細につきましては、今後改めて検討を進めていくことといたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料の2ページをお願いいたします。

3、事業区域及び用地取得について、ご説明申し上げます。

緑化センター跡地につきましては、市民等からの施設の存続要望や5月29日の市議会全員協議会における用地取得の意見等を踏まえまして、都市公園の地区公園として整備することから、山梨県から用地を取得するものでございます。また、資料の事業区域概要の平面図のとおり、緑化センター跡地に隣接する県道甲斐中央線に接道する④の民有地につきましても、公園の利便性向上などの観点等から必要な用地であるため県有地と併せ取得を行い、全体を事業区域といたします。

なお、用地の取得につきましては、引き続き、県、地権者及び関係機関と協議、調整を行ってまいります。

次に、4、都市計画決定について、ご説明申し上げます。

事業区域の緑化センター跡地及び隣接民有地につきましては、都市公園の地区公園として整備することから、これまでと同様に都市計画決定を行い、都市公園としてより有効な土地利用を図るため、都市計画用途地域の変更を行うものであります。

次に、5、事業予算について、ご説明申し上げます。

事業の白紙撤回に伴います予算の減額等につきましては、次回定例会におきまして適切な処理を行うとともに、今年度国の社会資本整備総合交付金として用地取得費等の経費に係る補助金の内示として1億5,000万円として受けていることから、都市計画決定の手続きを行い、今年度秋以降に行う予定でございます。

最後となりますが、6、今後の予定につきましては、事業進捗に伴い特別委員会にも諮ってまいります。現時点では、スケジュール表のとおり、令和2年度につきましては、県有地用地取得に係る協議・契約、都市計画決定手続、事業認可申請、また事業計画・事業手法の検討を予定しております。翌年の令和3年度には、民有地用地取得に係る協議・契約、事業認可の告示と併せ、事業計画・事業手法等の検討の決定を行っていただければと思います。令和4年度以降に、この予定でいくと、事業を着手する予定でございます。

なお、現時点では事業計画がございませんので、本計画につきましては、事業内容、事業手法等により着手時期等は変動がございますので、そこはご理解をお願いしたいと思います。

以上で、山梨県緑化センター跡地活用事業につきまして、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また質問・答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

横山委員。

○委員（横山洋介君） すみません、まず2ページの3番の用地取得についてなんですが、予定を見ると、今年度には県有地のほうは取得にいくということなんですけれども、価格とか内容が決まっていないと今まではということがあったんですけれども、全部無料ゾーンとして購入をするという方向で購入予定なんですか。どういう内容に持っていく形ですか。

○委員長（赤澤 厚君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） ただいまのご質問ですが、令和元年度の予算につきましては、有料無料等を想定する中で予算計上しております。今現在事業計画がなくなった中、市長が長崎山梨県知事とお会いする中で、県有地を継承することから、できれば無償の価格と同価格で全体を購入させていただきたいという要望を出していただいております。今後、価格につきましては、担当と価格決定を行ってまいりますので、内容につきましても、特別委員会の方に早い段階でお示しできればと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） ありがとうございます。

次に、4番目の都市計画についてなんですけれども、こちらは、内容が決まっていないので、住民の説明会を開いたりとかいろいろ負担が出てくると思うんですけれども、これは、変えないと何か問題でもあるんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 本来都市公園の計画決定につきましては、やはりまちづくりに必要な用地ということで権利設定をかけるために土地計画決定を行います。また、この都市計画決定のメリットといたしましては、民有地の方々の租税特別措置法、要するに税控除とか様々な効果もあることから、市とすれば、都市計画決定を行い事業を進めていくと。計画決定につきましては、都市公園の地区公園として計画決定を行いますので、細かい内容的なものが、利用計画を基にまた今後説明をしていくという内容になります。

○委員長（赤澤 厚君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） 内容が決まってから、用途地域の変更というのは、しても遅くはないのかなと思うんですけども、この段階でしておかなきゃいけないという理由が、もうちょっと、すみません、ちょっと専門的なものが入っていたので。

○委員長（赤澤 厚君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 今回の用途変更等を含めましては、山梨県と協議する中で、大半の土地が公有用地を含めるという中で、公園の区域決定と一緒に用途見直しを行ったほうが適正であるというご指導の下に、今回同時期に計画変更を行うものであります。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） 確認ですけども、確か、すみません、資料がないのであれですけども、第1種低層と第2種低層が分かれていたと思うんですけども、どっちに。今までの予定どおりのほうでいいんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 計画決定を予定する区域については、第1種住居地域、第2種低層地域がございますが、大半を第1種住居、要するに県道沿いの用途を含めますので、そちらの用途に見直しを検討しております。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 5番の国からの社会資本整備総合交付金として1億5,000万円出るんですけども、これは、4番の土地の購入に対して出るということですか。全体の購入に対して出るんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 工区変区域全体の用地に対して対象となっております。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） 5番なんですけれども、今後予算の減額等とあるんですけども、昨年の12月の債務負担行為とかそういったところは、どういうふうになっているんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） この分につきましては、次回の定例会において補正予算を予定しているわけですが、今回の予定している現時点のものにつきましては、事業が白紙撤回いたしましたので、実施設計などの減額を行いますので、当初予算から実施設計等を減額することによって必然的に予算がなくなりますので、昨年12月に可決いただきました債務負担行為は消滅するものとなります。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） 県の用地を取得して次の計画の内容に移るまでのその間、購入した後ですね、その後やはり今の状態でも、近隣の方々から、すごい虫が発生するとか防犯上あまりよくないとかいろいろあると思うんですけども、そういった対応というのはどのように考えていますか。

○委員長（赤澤 厚君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 現時点では、所有権が山梨県であることから、山梨県のほうに管理をお願いしております。今後用地取得に伴って、維持管理については、県と市のほうで役割分担を決めるのか市が全面的に受けるのかというのは、今後継続して協議を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） すみません、コロナの状況がどういうふうになるか分からないと思うんですけども、今スムーズにいけばこういう予定で、これは変動があると。コロナの状況とか地方経済とかそういったのが、どういう段階で次のステップにいけるとか、そういうことは当局としては考えていますか。何か指針となる。

○委員長（赤澤 厚君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） このたびの白紙撤回、まさしくコロナ対策ということで撤回をすることになります。その中で、現時点、市民に向けての支援ということで、2次補正を踏まえ、今庁内で検討しているところであります。市長の答弁にありましてとおり、まずそちらの対策を努める中で、一方では、担当係においてはどのようなスケジュールでいくかというのは並行して進めていきたいと思っております。いずれにしても、新たな事業計画に入る段階におきましては、あらかじめまた特別委員会にお示ししながら、どのような形で進めて

いくというのは説明してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） この2年間、この特別委員会で協議をしてきましたけれども、事業が白紙撤回ということになりまして、白紙撤回された場合には、この特別委員会も解散というか、そういうことはしないわけですか。

○委員長（赤澤 厚君） 小浦委員、その他のほうがありますので、その辺についてもしやるんだったら、その他でお願いしたいと。今は課長に対する質疑でございますので、それがあつたらということ、またそれは、その他のほうでもし意見を出してもらえば有り難いと思っております。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 私が質問した問題だって緑化センターの問題じゃないですか。その他じゃなくても今できないですか。

○委員長（赤澤 厚君） 暫時休憩。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時46分

○委員長（赤澤 厚君） じゃあ、会議を再開いたします。

何かありますか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 私は今過去のやつを全部見ているんだけど、議会から要望とか、あるいは今までの経緯を見ても、事業計画を白紙撤回にすることとしたという言葉の原点は今日初めて聞いているというふうに見えるんだけど、その辺は、私たち議会のほうでは、一時凍結とか延期とか、そういったような内容の話しか出ていないのが、ここで白紙撤回することに決定したという話というのは、今日初めて聞くというふうに私的には感じるんだけど、その辺は、執行側、どういうふうに捉えていますか。

○委員長（赤澤 厚君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 本事業の白紙撤回につきましては、これまで委員会においては、事業の凍結という形でお示しをしてまいりました。その後、市長のほうで、議会の所信表明また答弁等において白紙撤回を表明したものでございます。我々職員といたしましては、市長とすれば本会議において説明しておりますが、我々とすれば特別委員会がございまして、本日ここに、議会の市長が表明したとおり、改めて私のほうから説明させていただいたものです。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 臨時会の時点でも、5月1日の時点での市長の答弁書の中にも、白紙撤回という言葉はありません。報道関係に対して市長がそのようなニュアンスの話はしましたが、決定したというふうには聞いていない。その辺は、どういうふうに説明するということですか。市長が言ったから決まりということですか。

○委員長（赤澤 厚君） 暫時休憩ね。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時49分

○委員長（赤澤 厚君） 会議を再開します。

ほかに何かございますか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） 白紙撤回についてなんですけれども、完全に白紙だと思っているんですね。だけれども、市民の方から聞くには、やっぱりもう一回出てくるんじゃないか、コロナが収束したりとかしたときに、そういう話も出ているんですけれども、完全に白紙撤回なんですか。それとも、着手するときに住民の声を聴いたりとか多分されると思うんですけれども、そういうところでも、もしかしたら、美術館はよかったんじゃないかという意見があれば、それはそれでまた案に上がってくるんですか。そういったところを、ちょっと詳しく教えてもらっていいですか。

○委員長（赤澤 厚君） 横森部長。

○企画政策部長（横森貴志君） 6月の定例会においても表明させていただきましたとおり、白紙撤回ということですので、これまでの計画がまた改めて実施に移るということはありません。

ません。ですから、まるっきり白いキャンバスに新たな絵を描いていただくということで、それで、皆様方のほうにもまたご協議いただきながら、また執行部側からもご相談をさせていただきながら白いキャンバスに新たなものを描いていきたいと思っておりますので、今までのものを継続することはあり得ないということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、委員の質疑は終了いたします。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 今後の予定のところ、令和2年度、それから3年度と、事業計画・事業手法の検討とありますよね。今回の9月の定例会で減額とか補正を組むと思うんですが、その後、どういうふうに市民の声とか議会の声とかどういうふうなことを聴いて、いつまでにこういうことをするのかとかという具体的なスケジュールというのがありますか。

○委員長（赤澤 厚君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 現時点では、コロナ対策支援に移すということで、今後この事業をどういうふうに進めていくのかというのは、担当内でも、今後、県と、用地取得を含め、検討してまいります。ですので、現時点でどのような形で意見を聞いたりということろまでは決まっておきませんので、先ほどの部長の答弁のとおり白紙化から新たに計画をつくれますので、また概要的なスケジュールが出ましたら、改めまして特別委員会のほうにはきちんと報告させて事業を進めてまいりたいという状況であります。よろしく申し上げます。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

傍聴議員ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、緑化センター跡地活用事業についてを終了いたします。

次に、（2）その他に入ります。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 先ほど白紙撤回という質問をしたんですけれども、1ページの1番に事業計画の白紙撤回ということで、丸山課長から説明があったんですよね。だから、この件に

ついて質問をしたんですけれども、その他にしてほしいということなんですけれども。ここに、丸山課長のほうから、説明があったじゃないですか。それを私は説明をしたわけなんですけれども、どうしてそのときに質問を許されなかったんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 私が答弁ですね。

基本的に委員会の存続をどうするかということでありましたので、事業じゃなくて、これは委員会、緑化センター特別委員会を今後どうするかという解釈をしたので、その他のほうでお願いしたいという私の答弁をした、そういう経緯です。

以上です。

どうぞ、小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 存続という言葉は、私は先ほどは全然使っていなかった、そこまで言っていなかったですよ。

○委員長（赤澤 厚君） だから、委員会として。

○委員（小浦宗光君） 委員長は先に考えたかもしれないですけども、私はそこまでは、存続なんとかという発言は一切していなかったんですけども。それはそうとして、白紙撤回した段階で、この特別委員会というものは一応解散をして、そしてまた次、この特別委員会も2年ほど前に美術館とかという計画が出たときに、それではこれは大きな事業だから、特別委員会をつくって、設置をして、そして検討しましょうということでもって協議を進めてきたわけですよ。2年間かかったんですけども。

ですから、今回も、白紙撤回をした段階で、もう先ほど今部長のほうからも、美術館のほうはもうあり得ないということで、また新しい事業を検討されるということなんですけれども、新しい事業はいつ検討されるか分からないですけども、多分来年度に入ってからじゃないかと、コロナの影響ということもありますから、そう思って、選挙が終わったらすぐまたなんていうことじゃなくて、多分来年度に入ってから計画を検討されると思いますけれども、検討してどこかの業者にまたお願いするとかしたって、またそれが出来上がってくるのにある程度時間もかかりますから、これからまた1年ぐらはずっともうこの問題に関しては一切協議しないというような状況になるんじゃないですか。ですから、そこに、特別委員会を設置しておいても仕方ないというか、必要性がないというか。大きな事業だから特別委員会を設置したわけなんですけれども、次の事業がこんな巨大な事業じゃなくて、どういう事業で出てくるか分からないわけですよ。ですから、出た段階でもってまた特別委員会を必要だったら設置すればいいような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） これは、私個人的な答弁をするわけにはいきませんので、当然議長のほうから、この特別委員会を立ち上げて、これは緑化センター跡地活用ということの中で、その中にフラワーパーク&ミュージアムというのが出てきたんですけれども、緑化センター跡地活用ということは当然議会としても関心を持つし、またその辺も携わっていかなきゃならないということになりますので、私としたら、先ほど課長が言ったとおり、今年度中には土地の取得をしたりという継続もあるようですので、当然その辺も特別委員会の中で、予算的なもの、いろんなものも当然検討していかなきゃならないということで、私は必要じゃないかなと、私はそう思います。それで、よろしいですか、小浦委員。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 私の話が理解されていないみたいですが、2年前にこの特別委員会を設置したときには、美術館という問題が大きな事業ですから、これは特別委員会を設置してやらなきゃならんという、そういう段階でもって設置したわけですね。ですが、今白紙撤回されて、この事業はやりませんよということになったことにおいて、緑化センターの跡地というのもまだ買ったわけじゃないですね。土地も買ったわけじゃないし、ですから、土地を買って、今度は事業が計画をされた段階でもって、それに対する特別委員会を設置するのが普通だと思うんですね。

ですから、委員長が、その辺は判断をすると思うんですが、このまま委員長としては、残していくわけですか。

〔発言する者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 私の答弁の中になると個人的な答弁になりますので、当然こういう問題は、議長が当時こういった委員会を立ち上げてもらいたいということで我々選任されたわけです。その中で、私が皆さんの意向で委員長を受けたんですけれども、これ、私個人の意見で、私がああだこうだと言えませんので、それは、今ここで私がどうのこうのと言えません。もし、委員の中に、それに対していろんな意見があるなら、出してもらえば有り難い。齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 少なくとも、この話については、議会が主体の委員会です。執行は関係ないので、今小浦委員の言っていることも意味は分かりますけれども、少なくともその他の段階に入った時点で、執行は関係ないんだから、この席に執行がない、これで議会は議員としてどういうふうに今後やっていくかをみんなで協議する話であって、委員長がどうの、今までの経過がどうの云々と議論の時点が違うというふうに私は思うんですが。

○委員長（赤澤 厚君） 緑化センターのその他に入っていますので、緑化センター、当然小浦委員の質問があったんですけども、それ以外の質問があるかもしれませんので、取りあえず執行部は残ってもらわないと困ると。これが終わりましたら、当然執行部の皆さん方には退席していただきますけれども、今緑化センター跡地の中のその他ですので、ぜひその辺は理解してもらいたいと思います。

今小浦委員がえらい難しい質問をされたんですけども、それに対して皆さん方意見があったら。どうですか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 白紙撤回が決定なら委員会は要らないのは当たり前じゃないですか。そんなこと、執行がいる前で、どうするだ、ああするだという話じゃないんじゃないですか、問題的に。

○委員長（赤澤 厚君） 斉藤委員の意見は分かりました。

そのほかございますか。

今の小浦委員の意見に対しては、私はいろいろここで発言するのもちよっとあれなんですけれども。

じゃあ、小浦委員、ここで今私がどうのこうの言えませんが、これは、当時議長がいろんな意味で特別委員会を立ち上げて議員の皆さん方やってもらいたいという意見があったので、ちょっと議長の考えも聞かなきゃなりません。私個人では当然できませんし、当然そこら辺も相談して、今ここでその件については後日ということによろしいですか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 議長から委嘱されて特別委員会をつくって委員長になったということですけども、今伺いましたけれども、議長も当時の議長が交代されている。前の議長ということですよ。前向きに検討してみてください。これから、ずっと協議が必要な場面がたくさんあるようでしたら特別委員会も必要ですけども、これが白紙撤回されて、美術館の問題は白紙に戻ったわけですから。そして何も無いわけですから、そこでもって特別委員会を設置して、何を検討するかということですよ。ですから、必要なときにまた設置したらどうか。それで間に合うんじゃないですかね。そう思いますけれども、またゆっくりと時間をかけて検討してください。

○委員長（赤澤 厚君） 一応小浦委員の意見は参考にさせていただいて、検討していきたいと思います。

一応この問題については、当然正副議長と相談しながら、今後について、また皆さん方に報告するというところでよろしいですか。今ここで私がどうこう言える問題じゃない。

清水和弘委員。

○委員（清水和弘君） ちょっとその件について、ちょっと一言だけ私の立場で話をさせてもらいたいんですけども、緑化センターの跡地活用というのは、甲斐市はもとより広く県民の要するに要望の中で署名活動を実際実施して今日に至っているわけですけども、そういう意味では、私はこの特別委員会というのは、白紙には戻りましたけれども、これから区民や県民の皆様方のいわゆる緑化センターの過程について特別な思いがあるわけですから、これは、きちんと皆さん方の広く意見を聞いていく中で、それを参考にして、今までの経過を踏まえた中で継続していくのが一番よろしいかと私は個人的に言わせてもらいます。

○委員長（赤澤 厚君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 小浦委員さんの言うことも分からんじゃないというか、これはあくまでも山梨県緑化センター跡地活用特別委員会です。その中に、いわゆるフラワーパーク&ミュージアムということがついて議論してきた。それが白紙になったからこれを解散しろということは、それはちょっと私はどうかなと思います。あくまでも、県からこの緑化センター跡地をどういうふうにするかということで、じゃあ市が買いましょう、受けましょう、その後についての特別委員会ですから、それを前議長にお願いされて設置したもので、その中にフラワーパーク&ミュージアム、美術館があるわけですから、それがいったからと言って、あとは解散してもいいじゃないかと、それはどうかなと私は思います。

これは、今後の予定にも、そうは言っても、ここにもう、いろいろ議論した中で、着工もあと2年後、令和4年度には事業着手ということもありますので、その前の段階、私たちが任期の間にはいろんなことが予想されると思うんですけども、どんなふうにするか、どうするかという新しいものが出てくると思うんです。緑化センター跡地活用の特別委員会ですから、これは美術館とバラ園が白紙撤回になったから、これがどうこうということは私はどうかなと。私も、清水和弘委員と同じ意見です。

○委員長（赤澤 厚君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 今そういうご意見が出ましたから、そのご意見はご意見で尊重するというですけども、ただ、今緑化センター、緑化センターと言っていますけれども、緑化センターの跡地を利用するということは、今後それを検討していくということですけども、その中で、緑化センターの跡地の利用方法として、今までは美術館とかバラ園を作ると

いうことを検討されたわけですね。そのために、この特別委員会をつくったんですね、事業のために。ですから、この事業が白紙撤回された段階においては、もう今までの特別委員会はもう消滅したと同じだと思うんですよ、私は。特に私が特別委員会をやめたにしても、私は別にどうってことない、どっちでもいいですけども、継続してもどちらでもいいですけども、筋としては、事業が終わったらこれも終わりにして、また新しい事業が検討されるような段階になったら特別委員会を設置すれば、それでもって間に合うんじゃないかと私は思います。

○委員長（赤澤 厚君） 一応小浦委員の意見は参考にさせていただきますので、先ほど私が言ったとおり、我々の任期は本来4年特別委員会はあるんですけども、そういった、委員の中から2名ほど出ていますので、その辺は私個人でどうにもできませんので、本来ここで決を採ってもいいんですけども、そこまでしなくて、一応議長と相談しながら、また後日特別委員会を開いて皆さん方に報告するという形を取らせていただきます。よろしくお願ひします。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、その他を終わり、引き続き次第の4のその他を行います。

委員より、特別委員会を関係でその他何かありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） 事務局、ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） 執行より何かありますか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） なければ、その他を終わります。

ここで暫時休憩し、職員が退席します。

暫時休憩です。

休憩 午後 2時06分

[委員長、副委員長と交代]

再開 午後 2時08分

○副委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

ただいま、休憩中に赤澤委員長から委員長辞任願が提出されましたので、委員会条例第12条第1項の規定により、委員長を交代しました。

お諮りいたします。委員長の辞任の件を本日の日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（秋山照雄君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加し、委員長の辞任の件を議題とすることに決定しました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、赤澤委員の退室を求めます。

〔赤澤 厚委員 退室〕

○副委員長（秋山照雄君） まず、委員長辞任願を事務局に朗読させます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○書記（長田大地君） 令和2年7月9日。

山梨県緑化センター跡地活用特別委員会副委員長 秋山照雄様。

山梨県緑化センター跡地活用特別委員会委員長 赤澤 厚。

辞任願

このたび、一身上の都合により、山梨県緑化センター跡地活用特別委員会委員長を辞任したいので、委員会条例第13条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副委員長（秋山照雄君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。本件は、申出のとおり、委員長の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、赤澤委員長の委員長辞任を許可することに決定しました。

赤澤委員の入場を許可します。

〔赤澤 厚委員 入場〕

○副委員長（秋山照雄君） ここで、赤澤委員から発言したい旨の申出がありましたので、この際これを許します。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 委員長の許可をいただきましたので、一言発言をさせていただきたいと思えます。

私ごとになりますけれども、2年前、緑化センター特別委員会を議長の諮問機関の中で立ち上げて、皆さん方から推薦をいただき、至らぬ委員長でございましたが、2年間皆さん方の本当にご理解をご協力いただいた中で務めさせていただきました。本当に皆さん方にはいろんな意見も出していただき、活発な議論もしていただきました。ようやくと事業も、業者も選定というところまで来たんですけれども、本当にコロナという大きな、コロナウイルスが起きてから日本というか世界全体が大変なことに巻き込まれて、特に甲斐市もそうですけれども、いろんな関係の中で、先行きの見えないコロナに対応するには、緑化センター跡地もなかなか今後進めていく上で問題があると、大変ではないかという中で、私たちも、特別委員会では、凍結という形の中で皆さん方の意見を集結して出したんですけれども、最終的な執行の保坂市長も、白紙撤回と。いろんな関係を見ると、白紙撤回やむを得なしという形で結論したと。

私個人といたしましては、本当に残念ではない。やっぱり甲斐市においては、観光の目玉、ある程度中心的になるものも必要じゃないかなと。予算的なものはいろいろあります。そうは言っても、そういったものも今から甲斐市においては必要ではないかなと。せっかく一等地、すばらしい土地に何か事業をしなければもったいないというのは、私個人の感想です。

何にいたしましても、本当にちょっと私も本議会といたしましても、市民にいまいち説明できなかった。市民の皆様方にきちっと説明できなかったということが本当に私も残念で、私自身もちょっと至らぬところがあったのかと、我々議会としても至らぬところがあったのかなと。いろんな市民の皆様方から出た意見は意見として今後の事業に反映していきたいと思っておりますので、私も本当に一委員としてまた皆さんと一緒に緑化センター跡地活用を考えていきたいと思っておりますので、また以前に変わらず、皆さん方のご指導ご鞭撻を賜れば有り難いと思っております。本当に2年間お世話になりました。ありがとうございました。

（拍手）

○副委員長（秋山照雄君） ご苦労さまでした。今後のご活躍をご期待申し上げます。

それでは、ただいま委員長が欠員になりましたので、これより委員長の互選を行います。委員長の互選につきましては、会議規則第126条第5項の規定により、指名推選によりた

いと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長の互選は指名推選によることに決定いたしました。

どなたか推薦はございますか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 私は、藤原委員を推薦します。

○副委員長（秋山照雄君） ただいま金丸委員から推薦がありましたが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

それでは、委員長を指名いたします。

委員長には、藤原委員を指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認め、委員長には藤原委員が当選されました。

ただいま当選されました藤原委員長により、就任のご挨拶がございます。

○新委員長（藤原正夫君） ただいま委員の皆様より委員長の指名推選をいただきました藤原でございます。微力ではありますが、円滑な委員会運営に努めてまいり所存でありますので、どうか今後委員各位のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、委員長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

（拍手）

○副委員長（秋山照雄君） 藤原委員長のご活躍をご期待申し上げます。

ここで暫時休憩し、委員長を交代します。

休憩 午後 2時15分

〔副委員長、委員長と交代〕

再開 午後 2時15分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

ただいま、休憩中に秋山副委員長から副委員長辞任願が提出されました。

お諮りいたします。副委員長の辞任の件を本日の日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加し、副委員長の辞任の件を議題とすることに決定をいたしました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、秋山委員の退室を求めます。

〔秋山照雄委員 退室〕

○委員長（藤原正夫君） 副委員長の辞任の件を議題といたします。

まず、副委員長辞任願を事務局より朗読させます。

長田事務局書記。

○書記（長田大地君） それでは、朗読をさせていただきます。

令和2年7月9日。

山梨県緑化センター跡地活用特別委員会委員長 藤原正夫様。

山梨県緑化センター跡地活用特別委員会副委員長 秋山照雄。

辞任願

このたび、一身上の都合により、山梨県緑化センター跡地活用特別委員会副委員長を辞任したいので、委員会条例第13条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 朗読が終わりました。

お諮りをいたします。本件は、申出のとおり、副委員長の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、秋山副委員長の副委員長辞任を許可することに決定をいたしました。

秋山委員の入室を許します。

〔秋山照雄委員 入場〕

○委員長（藤原正夫君） ここで、秋山委員から発言したい旨の申出がありましたので、この

際これを許します。

秋山委員。

○委員（秋山照雄君） 令和元年11月28日に山梨県緑化センター跡地活用特別委員会副委員長を拝命以来、約7か月委員長を補佐してまいりましたが、このたび副委員長の職を辞職いたしました。この間進めてまいりました事業が、新型コロナウイルス感染症の影響により一時凍結や白紙撤回になるなど、本事業にとってとても重要な時期であったと思います。今後は、本事業が市民のためによりよい方向へ向かうよう、一議員として、委員長、副委員長を支えていきたいと思っています。

委員の皆様のご協力に感謝しまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○委員長（藤原正夫君） ご苦労さまでございました。今後のご活躍をご期待申し上げます。

それでは、ただいま副委員長が欠員になりましたので、これより副委員長の互選を行います。

副委員長の互選につきましては、会議規則第126条第5項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、副委員長の互選は指名推選によることに決定をいたしました。

ここで、お諮りいたします。被選挙人の指名方法は、委員長において指名することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、被選挙人の指名方法は、委員長において指名することと決定をいたしました。

それでは、副委員長を指名いたします。

副委員長には、清水和弘委員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。副委員長には、清水和弘委員が当選をされました。

ただいま当選されました清水副委員長より、就任の挨拶がございます。自席でお願いします。

清水副委員長。

○**新副委員長（清水和弘君）** このたび、委員長からの指名推薦により、副委員長の指名推薦をいただきました清水でございます。委員長を支え議事を進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様のご協力をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。（拍手）

○**委員長（藤原正夫君）** 副委員長のご活躍をご期待申し上げます。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、山梨県緑化センター跡地活用特別委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時21分